

計画変更の手続きについて

計画の変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手するまでに
計画変更確認申請を行い確認済証の交付を受けてください。

① 提出書類

- ☐ 建築確認事前審査願書
- ☐ 計画変更確認申請書
- ☐ 建築計画概要書
- ☐ 委任状(代理者が申請する場合)
- ☐ 付近見取り図 ※変更がない場合でも添付が必要です。
- ☐ 配置図 ※変更がない場合でも添付が必要です。
- ☐ 計画変更一覧表(変更リスト、変更した内容を箇条書きで記入し、必要に応じて番号を記入し、図面にも反映してください。)及び計画変更部分の床面積表(各階毎に明記してください。)但し、変更項目が少ない場合は申請書第1面の計画変更の概要欄のみの記入で構いません。
- ☐ 計画変更する部分の変更前・変更後の図面(変更後図面には変更部分をマーカー等(蛍光ペンはお控えください。)で色分けしてください。)
- ☐ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写し) ※構造計算書添付の場合
- ☐ 構造計算概要書 ※構造計算書添付の場合

【注意事項】

- 設計図書に設計者の記名が必要です。
- 申請書類の提出部数は特定行政庁や構造計算適合性判定の有無等で変わりますのでご相談ください。
- 総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特性行政庁に相談し了解等を得てください。(公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様です。)
- 事前協議(福まち等)及び消防協議の変更協議は申請前にお願いします。
- 調査報告書・照会用資料が必要な場合があります。(事前に特定行政庁にご確認ください。)

② 申請手数料について

- 直前の確認済証の交付を当社から受けている計画変更確認申請手数料は、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分)の面積を用いて算定します。と構造計算書が添付されているものについては構造審査手数料が加算されます。なお、変更の内容によっては、建築面積、開口部の面積部分等による場合があります。(当社は計画変更床面積算定規則(H11.4.28 建設省住指発第202号)により算定しています。)
- 直前の確認済証の交付を当社から受けていない計画変更確認申請の場合は当該建築物の延べ床面積を用いて算定します。